

公 告

このたび棚倉町の大池（堤）地区を受益地域とする県営大池（堤）地区農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））計画を変更したいので、土地改良事業の計画の概要につき棚倉町長と協議するに当たり、土地改良法第88条第18項で準用する同法第87条の2第8項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、変更後の土地改良事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事宛意見書を提出してください。

令和7年12月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

記

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画概要書
- 2 縦 覧 期 間 令和7年12月3日から令和7年12月22日
- 3 縦 覧 場 所 棚倉町役場
- 4 意見書の提出方法等
 - (1) 意見書の提出方法
 - ① 持参、郵送、ファックス又は電子メールによること。
 - ② 様式、用紙規格は任意とする。
 - ③ 口頭又は電話での意見は受け付けない。
 - (2) 意見書の記載事項
 - ① 意見書の提出年月日
 - ② 意見提出者の氏名（団体の場合は、団体の名称及び代表者氏名）及び住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）
 - ③ 電話番号（電子メールの場合は、メールアドレスも記載。）
 - ④ 当該土地改良事業名
 - ⑤ 当該土地改良事業の計画の概要に対する意見
 - (3) 意見書の提出先
 - ① 郵 送：〒961-0971 白河市昭和町269番地
県南農林事務所農村整備部農地計画課
 - ② ファックス：0248-23-1590
 - ③ 電子メール：seibi.af03@pref.fukushima.lg.jp